

大規模商業施設等における「入場者の整理等」 に関する質問と回答

【随時更新】

延長期間（愛知県緊急事態措置）：9/13(月)～9/30(木)
対象地域：県内全域

「大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等における入場者の整理等について」に係る質問と回答を以下にまとめましたので、参考にしてください。

Q1 入場者の整理等が要請される大規模商業施設は、「大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など」とされていますが、「など」には、どのような施設があたりますか。

A1 内閣官房に確認したところ、1,000㎡以上のホームセンターなどが考えられるとのことです。

Q2 ショッピングセンターにスーパーマーケットは含まれますか。

A2 国の事務連絡によると含まれません。

Q3 大規模商業施設に大型の映画館は含まれますか。

A3 国の事務連絡によると、映画館は、劇場や観覧場に分類され、大規模商業施設には含まれておりません。

Q4 百貨店の地下の食品売り場等の「等」とは何が該当しますか。

A4 内閣官房に確認したところ、百貨店の地下にある食品売り場以外の生活必需物資売り場、例えば、医薬品売り場などが考えられるとのこと。

Q5 「入場者の整理等」とはどのような対策を行えばいいですか。

A5 「入場者が密集しないよう整理・誘導する等」の措置に加え、「施設の入場者の人数管理・人数制限等」の措置も併せて実施してください。

Q6 「入場者が密集しないよう整理・誘導する等」の措置とは、具体的にはどのようなことを行えばいいですか。

A6 警備員などを配置し、来場者を整理するとともに、混雑する場合は、間隔を空けて列に並んでもらうなどの対応をお願いします。

Q7 文書に「入場者が密集しないよう」とありますが、密集の基準はありますか。

A7 内閣官房に確認したところ、各施設によって、商品の配置や人の導線が異なるため、基準は設けられておりません。

各施設、各売り場において、人と人と距離（最低でも1m）が保てるよう務めてください。

Q8 要請に従わなかった場合、命令や過料の対象となりますか。

A8 今回、大規模商業施設に要請しております「入場者の整理等」については、特措法第45条第2項に基づいておりますが、内閣官房に確認したところ、命令や過料は想定していないとのことです。

また、百貨店の地下の食品売り場等をお願いしております「入場者の整理等」については、特措法第24条第9項に基づく協力要請のため、命令・過料の対象とはなりません。

Q9 要請に従えば協力金の対象になりますか。

A9 「入場者の整理等」の要請に従うのみでは対象となりません。1,000㎡を超える大規模施設に対する協力金は、営業時間短縮要請（20時まで）に依っていた場合に交付します。

Q10 時短要請には応じますが、準備等があり、すぐに「入場者の整理等」の措置をとることができません。この日を除けば、協力金は交付されますか。

A10 現在の感染拡大の状況を踏まえ、できるだけ速やかに「入場者の整理等」にご協力をお願いします。なお、協力金は時短の要請に協力いただいた日ごとに交付します。